

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日とする)

目 次

◇ 告 示 相互救済事業に係る昭和五十六年度の経営状況

肥料の分析結果の概要

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

県管土地改良事業の工事の完了

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出

土地区画整理事業の認可

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 教委規則 鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則
の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第二百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十六年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和56年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 事業実績

(1) 火災共済

加入団体 47都道府県ほか9団体

共済責任額 1,634,092,511,000円

共済基金分担金(解約返戻金差し引き後) 881,876,147円

被災件数 35件

被災棟数 36棟

災害共済金 49,174,544円

損害率 5.6%

(2) 自動車損害共済

加入団体 10府県ほか3団体

加入台数 1,188台

共済責任額 11,379,325,000円

共済基金分担金(解約返戻金差し引き後) 10,715,848円

事故件数	21件
災害共済金	3,526,027円
損害率	32.9%
2 収支計算	
(1) 収支計算の部	
ア 収入	
事業収入	892,760,686円
繰入金収入	45,617,000円
雑収入	419,473,207円
返還金収入	16,182,836円
前期繰越収支差額	1,792,147,349円
収支合計	3,106,181,078円
イ 支出	
管理費	51,308,294円
事業費	66,245,528円
配分金	342,277,000円
諸支出金	160,188,000円
固定資産取得支出	180,427,100円
積立預金支出	286,720,000円
予備費	0円
支出合計	1,087,165,922円
ウ 次期繰越収支差額	2,019,015,156円
(2) 正味財産増減計算の部	
ア 増加	

資産増加額	467,147,100円
前期繰越増減差額	5,101,538,042円
増加額合計	5,568,685,142円
イ 減少	
資産減少額	59,927,400円
減少額合計	59,927,400円
ウ 次期繰越増減差額	5,508,757,742円
エ 剰余金合計	7,527,772,898円

鳥取県告示第二四二二号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月から同年十二月までに収去した肥料の分析結果の概要を、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不 合格点 数
重過りん酸石灰	コウノシマ化成株式会社	三	〇
苦土過りん酸石灰	〃	三	〇
〃	三菱化成工業株式会社	三	〇

鳥取県告示第二百三十三号

昭和五十八年二月十四日付けで名和町から申請のあつた土地改良（山坪田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年三月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十四号

昭和五十八年二月二十三日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋笠木（雨坪）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六

条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年三月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営久米地区ほ場整備事業 県営明菜地区農業用排水事業 県営会見地区一般農道整備事業 県営山東地区一般農道整備事業 県営石見地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十七年三月十日 “ 昭和五十七年三月二十五日 昭和五十六年十月十日 昭和五十六年十一月三十日

鳥取県告示第二百六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出事項	漁業者調査の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区
	漁業の区分
	場所
	期間

西伯郡名和町大字御来屋九六六	御来屋加入区	漁業災害補償法第百四十二条に掲げる漁業	御来屋漁業協同組	昭和五十八年三月八日から同月二十二日まで
灘 本 勇				
西伯郡名和町大字御来屋一〇九三				
大 島 禮一郎				
西伯郡名和町大字御来屋二七一二				
松 田 禎之				

鳥取県告示第二百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四条第一項の規定に基づき、円護寺団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 土地区画整理事業の名称
円護寺団地土地区画整理事業
- 二 施行者の住所及び氏名又は名称
鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県住宅供給公社
理事長 平林鴻三

三 事業施行期間

昭和五十八年三月八日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、字中尾及び字古屋敷の各全部並びに字居邸、字下屋敷田、字朽田、字妙見谷口、字北谷、字北谷口、字北谷小谷、字妙見谷川東、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字妙見向平、字北谷山及び字庵ノ城の各一部並びに鳥取市覚寺字砂田、字目当、字八反田、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一

六 施行認可の年月日

昭和五十八年三月八日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和五十八年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年三月十一日(金) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙について

教育委員会規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則

第一条中「及び給付」を削る。

第五条の表中「二万三千元」を「二万四千元」に、「四万円」を「四万三千元」に改める。

第十八条の見出し中「給付」を「貸与」に改め、同条中「当該給付」を「当該貸与」に、「給付する」を「無利子で貸与する」に改める。

第十九条中「は、一時金とし、その額は、三万円」を「の額は、三万五千円」に改める。

第二十条を次のように改める。

（準用規定）

第二十条 第七条から第十条まで、第十三条から第十六条まで及び第十七条第二項から第四項までの規定は、通学用品等助成金について準用する。

この場合において、第十三条中「奨学金の貸与が終了し、又は前条第一項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたとき」とあるのは「在学する大学の正規の修業年限が終了し、又は第四条第一号から第三号までに掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき」と、第十四条第一項中「奨学金の貸与が終了し、又は第十二条第一項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、貸与が終了した月の翌月又は貸与を打ち切られることとなつた月から」とあるのは「在学する大学の正規の修業年限が終了し、又は第四条第一号から第三号までに掲げる要件のいずれかを欠くに至つたときは、修業年限が終了し、又は要件のいずれかを欠くに至つ

た月の翌月から」と、第十七条第二項中「前項第三号又は第四号に該当するとき」とあるのは「第四条第一号から第三号までに掲げる要件を欠くに至つたとき、転学したとき、氏名若しくは住所に変更があつたとき、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき」と、同条第三項及び第四項中「貸与を受けている者又は貸与を受けた者」とあるのは「貸与を受けた者」と読み替えるものとする。

第二十一条及び第二十二条を削り、第二十三条各号を次のように改め、同条を第二十一条とする。

- 一 第十五条第二項（前条において準用する場合を含む。）の申請書
- 二 第十六条第二項（前条において準用する場合を含む。）の申請書
- 三 第十七条第二項（前条において準用する場合を含む。）の届出書
- 四 第十七条第三項又は第四項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の届出書で貸与を受けた者に係るもの

第二十四条中「奨学金の貸与及び通学用品等助成金の給付」を「地域改善対策大学奨学資金の貸与」に改め、同条を第二十二条とする。

附則第三項中「第二十三条及び第二十四条」を「第二十一条及び第二十二条」に、「第二十四条中「奨学金の貸与及び通学用品等助成金の給付」」を「第二十二条中「地域改善対策大学奨学資金の貸与」」に改める。

様式第一号中「鳥取県立鳥取大学奨学資金貸与（給付）申請書」を「鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与申請書」と、「鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則」を「鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則」と、「貸与（給付）」を「貸与」に改める。

様式第二号中「（第7条関係）」を「（第7条、第20条関係）」に改める。

「第10条関係」や「第10条、第20条関係」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金」や「地域改善対策大学奨学金」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金貸与規則」による。

「第13条、第20条関係」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金借用証書」の「地域改善対策大学奨学金」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還明細書」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還明細書」の「裏面奨学金返還明細書」や「裏面奨学金返還明細書」による。

「第15条関係」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還債務履行猶予申請書」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還債務履行申請書」の「奨学金の」や「地域改善対策大学奨学金の」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則第15条第2項」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金貸与規則」の「災害、盗難その他」による。

期間	借入月数	借入月額	借入金額
年 月 まで	月	万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円
年 月 まで	月		
年 月 まで	月		
年 月 まで	月		
品 等 助 成 金			
金 額 合 計			

による。

借入期間	借入金額
年 月 から 年 月 まで	
年 月 から 年 月 まで	
年 月 から 年 月 まで	
借入期間	

借入期間	借入金額
年 月 から 年 月 まで	
年 月 から 年 月 まで	
年 月 から 年 月 まで	
借入期間	

期間	借入月数	借入月額	借入金額
月 まで	月	万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円
月 まで	月		
月 まで	月		
月 まで	月		
金 額 合 計			

「第15条関係」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還債務履行猶予申請書」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還債務履行申請書」の「奨学金の」や「地域改善対策大学奨学金の」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則第15条第2項」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金貸与規則」の「災害、盗難その他」による。

「第16条関係」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還債務免除申請書」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還債務免除申請書」の「奨学金の」や「地域改善対策大学奨学金の」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則第16条第2項」や「鳥取県地域改善対策大学奨学金貸与規則」による。

「第17条、第20条関係」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金返還債務免除申請書」の「奨学金の」や「地域改善対策大学奨学金の」の「鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則第17条第1項」による。

「鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則」に於て。

様名第二十号廿「(第17条関係)」や「(第17条、第20条関係)」に、

鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則第17条第3項」や

「鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則」に、

「地域改善対策大学奨学資金」に於て。

様名第二十号廿「(第17条関係)」や「(第17条、第20条関係)」に、

鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則第17条第4項」や

「鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則」に於て。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則の規定により給付された通学用品等助成金の返還については、なお従前の例による。